第十三条第二項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県 選挙人の数が五十万人未満のもの	九、五二九、六五七円	七、五四五、五九五円
都道府県 選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、〇七六、六六〇	八、七七五、五六六
都道府県 選挙人の数が七十五万人以上百二十五万人未満のもの	一二、六二三、六六三	一〇、〇〇五、五三七
都道府県 選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一二、六二三、六六三	一〇、〇〇五、五三七
都道府県 選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一二、六二三、六六三	一〇、〇〇五、五三七
都道府県 選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一二、六二三、六六三	一〇、〇〇五、五三七
都道府県 選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一二、六二三、六六三	一〇、〇〇五、五三七
都道府県 選挙人の数が三百万人以上のもの	一二、六二三、六六三	一〇、〇〇五、五三七
都道府県の支庁又は地方事務所	一二、六二三、六六三	一〇、〇〇五、五三七
認定出先機関	一二、六二三、六六三	一〇、〇〇五、五三七
大都市	一二、六二三、六六三	一〇、〇〇五、五三七
区 選挙人の数が五万人未満のもの	六、三〇三、九一九	五、四六五、三九六
区 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、六八六、八六八	六、八四五、〇一二
区 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、五三四、九四七	八、六八九、七五八
区 選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、七三一、九七六	一〇、八八三、四五四
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が三万人未満のもの	三、一八五、五四三	二、八一三、二〇八
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、三九〇、九六三	三、九三六、五三一
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、八一九、五五六	六、一六一、一二四
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、八二四、五三九	八、九五九、一四五
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が十五万人以上のもの	一二、二九一、一四五	一一、三二六、七四一
町村 選挙人の数が千人未満のもの	三二〇、二二三	二六九、三三二
町村 選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三六三、八八三	三〇三、三二六
町村 選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五七三、二九五	四八三、一六一
町村 選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇六一、九二五	八七六、三八〇
町村 選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、六二二、七四五	一、三七八、四四五
町村 選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、〇六三、三三五	一、七七一、八三七
町村 選挙人の数が二万人以上のもの	二、四九五、一四三	二、一五七、七八一

第十三条第三項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県 選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇五七、八二七円	七九八、三六〇円
都道府県 選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、一九七、五四〇	八九八、一五五
都道府県 選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
都道府県 選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
都道府県 選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
都道府県 選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
都道府県 選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
都道府県 選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
都道府県 選挙人の数が三百万人以上のもの	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
都道府県の支庁又は地方事務所	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
認定出先機関	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
大都市	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
区 選挙人の数が五万人未満のもの	一、九六五、五八二	一、七二九、二八九
区 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、〇三五、二八九	三、二一八、〇九七
区 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、〇三五、二八九	三、二一八、〇九七
区 選挙人の数が十五万人以上のもの	四、〇三五、二八九	三、二一八、〇九七
市 選挙人の数が三万人未満のもの	三、一九六、〇四四	二、五六一、九一三
市 選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、三四〇、五〇七	三、五〇二、九二八
市 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、六五四、七八八	三、七二一、七一四
市 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	二六七、四〇四	二一八、八七三
市 選挙人の数が十五万人以上のもの	四五〇、一一七	三七一、八七五
町村 選挙人の数が千人未満のもの	八三〇、一八二	六五六、四四五
町村 選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	一、二六一、三九二	一、〇二八、二三三
町村 選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一、五二八、七九六	一、二四七、一〇六
町村 選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、七九六、二〇〇	一、四六五、九七九
町村 選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、九四七、一九二	一、四五七、〇〇七
町村 選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、三三七、二五三	九九七、九五〇
町村 選挙人の数が二万人以上のもの	一、〇五七、八二七円	七九八、三六〇円